



山形県公報

平成25年5月21日（火）
第2445号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………（子育て支援課）…665
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（健康福祉企画課）…同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（同）…666
- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（同）…667
- 土地改良区の定款変更の認可……………（置賜総合支庁農村計画課）…同
- 基本測量の終了の通知……………（用地課）…同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会5月定例会の招集……………668

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………（商業・まちづくり振興課）…同

## 告 示

### 山形県告示第531号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.55パーセント」を「年0.45パーセント」に、「年0.30パーセント」を「年0.25パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成25年4月10日から適用する。
- 2 平成25年4月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第532号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称                  | 施設又は実施する事業の種類       | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日      |
|----------------------------|---------------------|----------------|------------|
| 協立デイサービスふたば                | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護 | 鶴岡市双葉町13番45号   | 平成25. 4. 1 |
| くわのまち居宅介護支援事業所             | 居 宅 介 護 支 援         | 天童市鉾ノ町一丁目1番22号 | 同          |
| ニチイケアセンターこあら訪問<br>看護ステーション | 訪 問 看 護<br>介護予防訪問看護 | 酒田市こあら二丁目5番2号  | 同 4.22     |

### 山形県告示第533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
のぞみの園訪問介護サービス  
鶴岡市茅原字草見鶴21番1号
- (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地  |                | 変更年月日      |
|-------------|----------------|------------|
| 変 更 前       | 変 更 後          |            |
| 鶴岡市茅原町27番1号 | 鶴岡市茅原字草見鶴21番1号 | 平成24. 7. 8 |

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
有限会社ヴィーヴル  
米沢市東二丁目2番27号
- (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地   |              | 変更年月日      |
|--------------|--------------|------------|
| 変 更 前        | 変 更 後        |            |
| 米沢市東二丁目2番32号 | 米沢市東二丁目2番27号 | 平成25. 4. 1 |

### 山形県告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成25年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地     | 休止年月日       |
|---------------|---------------|----------------|-------------|
| 協立ケアプランセンター大山 | 居宅介護支援        | 鶴岡市大山二丁目36番33号 | 平成25. 3. 31 |

**山形県告示第535号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称                | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地    | 廃止年月日       |
|--------------------------|------------------|---------------|-------------|
| アースサポート株式会社 山形在宅サービスセンター | 福祉用具貸与           | 山形市八日町一丁目2番2号 | 平成19. 6. 1  |
| デイサービスふたば                | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 鶴岡市双葉町13番45号  | 平成25. 3. 31 |

**山形県告示第536号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 認可年月日  
平成25年5月13日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第537号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成25年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形県内全域
- 2 基本測量を実施した期間  
平成24年5月25日から平成25年3月29日まで
- 3 作業の種類  
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第10号

山形県教育委員会5月定例会を次のとおり招集した。

平成25年5月21日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成25年5月23日（木）午後3時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員会
- 3 議 題
  - (1) 第6次山形県教育振興計画策定要綱の一部改正について
  - (2) 第6次山形県教育振興計画検討委員会設置要綱の制定について
  - (3) 第6次山形県教育振興計画検討委員会委員の委嘱（任命）について
  - (4) 山形県立図書館協議会委員の委嘱（任命）について
  - (5) 山形県社会教育委員（補欠委員）の委嘱について

### 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに新庄市役所において平成25年9月21日まで縦覧に供する。

平成25年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）エイトタウン新庄西  
新庄市金沢字下モ田2352番地の1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ダイユーエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
代表取締役 浅倉俊一
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ダイユーエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
代表取締役 浅倉俊一  
その他未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年1月3日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,855平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 186台
  - (2) 駐輪場の収容台数 50台
  - (3) 荷さばき施設の面積 135.5平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 22.2立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 株式会社ダイユーエイト

開店時刻 午前7時

閉店時刻 午後10時

ロ その他未定

開店時刻 午前7時

閉店時刻 翌日の午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から翌日の午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時

8 届出年月日

平成25年5月2日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年9月21日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

平成25年 5月21日印刷  
平成25年 5月21日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056